

入札参加希望者各位

大阪市総務局長

質問回答書

「大阪市共通公文書管理サービス構築・運用保守業務委託」にかかる質問がありましたので、次のとおり回答します。

記

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問事項	回答
1	02_資料2_業務委託仕様書（本編）	9	パイロット展開用ライセンス調達	「パイロット展開（本番データを取り扱わない教育・研修のうち、導入サポート委員へのパイロット展開をいう。）における職員利用ライセンス（現時点では職員 200 人分を想定）」とありますが、導入サポート委員は全ての組織に必ず設定されると考えてよいでしょうか。また、導入サポート委員の選定条件（特にITスキルの有無）についてご教示ください。	全ての所属（区、室及び局の単位）で3～4人ずつ導入サポート委員を設定する想定です。 導入サポート委員は、各所属の庶務担当課（総務課等）で文書事務の総括を行っている職員をもって充てることを想定しています。ITスキルの有無等を含めた選定条件を設定する想定はありません。
2	02_資料2_業務委託仕様書（本編） 仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項	9 9	教育用・本番用ライセンス調達 2-2. 共通利用するライセンス（続き）	教育用・本番用ライセンス調達について、本編に「本サービスの教育期間以降における統合 PF のライセンスは本市デジタル統括室が別途調達を行う」と記載されており、別紙にも「個別サービスの教育開始時期に応じてUUの開始時期を確定する」と記載されています。 教育開始時期は事業者提案が必ず採用されますか（仮に教育開始時期をR9年4月開始と提案した場合、R9年4月から本稼働後ライセンスへの切替が実施されますでしょうか）。 それとも、契約締結後の貴市との協議により、教育開始時期を決定されますでしょうか。その場合、追加費用の請求は行わない前提も加味すると、教育開始時期の変動リスクを費用積算する必要がございますでしょうか。	令和9年度以降の教育開始時期は本業務委託の受注者の提案を採用する想定としています。
3	02_資料2_業務委託仕様書（本編）	11	図表 13 スケジュール	R7年度2Q～4Qに「業務BRP・ルール改正」から共通公文書管理サービスの開発に「業務検討:業務課題の検討内容連携」の関連線が伸びています。 契約後に、「仕様書別紙02_機能要求事項一覧」の機能要求事項の追加や変更が発生するというのでしょうか。 仮に変更が発生し、開発に取り込む必要がある場合、どの程度の変更が想定されるでしょうか。	新サービスの導入に当たり、要件定義又は設計工程において可能な範囲で各所属からの意見等を取り込み、反映させたいという趣旨です。 主には画面の構成やUI部分の詳細な設計において意見等を反映させていく想定で、機能要求事項を大きく見直す想定はありません。
4	02_資料2_業務委託仕様書（本編）	14	図表15 設計/開発工程の成果物一覧	設計/開発工程のマニュアル等の成果物であるFAQについて、統合PFの具備するナレッジ機能を活用する想定です。発生した問合せのうち、ナレッジとしてふさわしいものを登録することで、FAQの成果物とみなすことは可能でしょうか。	「発生した問合せ」について、どの工程で、どの関係者から発生した問合せをナレッジとするのか不明確ですので明確には回答できかねますが、成果物として認めうる程度にFAQの項目が網羅されているかは発注者と受注者で協議の上決定します。
5	02_資料2_業務委託仕様書（本編）	34	債務負担行為に基づく契約の特則	「業務委託料について、各会計年度における支払限度額は、受注者の提案に基づき、発注者との協議により定める。ただし、令和7年度の支払額は業務委託料（当初契約金額）の 12.93％とし」とありますが、令和8年度以降は、業務委託料に対する割合の指定は無いという理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	02_資料2_業務委託仕様書（本編）	25	図表24 開発手法	3点目の組織共用領域について、庁内情報系ネットワーク基盤における共有ファイルサーバーのユーザ作業用フォルダの機能の一部を担う位置づけのため、共有ファイルサーバと同等の構成や運用管理（人事異動時のユーザ情報更新や兼務の対応等）の検討が必要となる解釈でよいでしょうか。	質問にある「同等の構成」が何を示すかは分かりかねますが、汎用オンラインストレージ（以下「汎用OLS」といいます。）の組織共用領域のフォルダ構成については、要件定義・設計工程にて検討します。 運用管理の点についてはお見込みのとおりです。
7	02_資料2_業務委託仕様書（本編） 仕様書別紙10_統合PFの機能・非機能要件一覧	25 -	7.2.1. 開発方法 開発方針 機能要件 #1	統合PFを活用する開発方針を適用する場合、統合PF共通機能を活用できる旨が記載されています。 統合PF共通機能の「ワークフロー定義」機能は、共通公文書管理サービスにおける「回議ルート設定」「供覧ルート設定」機能に活用できますか。 活用可能な場合、回議中のルート変更や回議ルート内のユーザ数を起案・供覧ごとに可変とすることも可能でしょうか。	統合プラットフォーム（以下「統合PF」といいます。）を活用する開発方針を適用する場合、統合PF製品であるServiceNowのワークフロー機能でできること及びできないことを理解の上、ガバナンスルールの下、受注者において構築していただきます。
8	02_資料2_業務委託仕様書（本編）	29	7.5. 研修・教育の委託要件	1点目に「各所属の代表者への集合研修・実機研修に加え、全庁職員向けの Web 研修も想定していること」とありますが、集合研修・実機研修の場所や端末、プロジェクト等の設備は貴市で準備されるものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	04_資料4 提案書作成要領	-	(2) 提案書として提出する資料の種類及び部数	表内の「内容」に1. 1(1)～(3)とありますが、正本は(ア)(イ)(ウ)(エ)を含め、副本には(ウ)は含まないという理解でよろしいでしょうか。	資料4「提案書作成要領」の記載誤りです。大変申し訳ありません。 お見込みのとおり、正本としては1.(1)ア～エを、副本としては1.(1)ア、イ及びエを御提出ください。 大阪市ホームページ掲載の資料4「提案書作成要領」については記載内容を修正し差し替えておりますので、改めて御確認ください。 なお、差替前の要領により提案された場合も有効なものとして取り扱います。
10	04_資料4 提案書作成要領	2	2 留意事項 ケ	貴市指定様式について、ケの様式12⇒様式 11「業務実施体制表・プロジェクト実施体制図・本業務の円滑な遂行のために有効な資格」、様式13⇒様式 12「本業務と同種又は類似業務の実績調書」、様式14⇒様式 13「配置予定スタッフの経歴・従事業務調書」と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	資料4「提案書作成要領」の記載誤りです。大変申し訳ありません。 御指摘いただいた内容が正しいことから、大阪市ホームページ掲載の資料4「提案書作成要領」については記載内容を修正し差し替えておりますので、改めて御確認ください。 なお、差替前の要領により提案された場合も有効なものとして取り扱います。
11	04_資料4 提案書作成要領	3	2 留意事項 (1)ア	「提案書本編を 100 ページ以内とすること。（表紙はページ数に含む。本市指定様式はページ数に含まない。）」について、「(1) 提出資料及び内容イ 仕様書別紙2「機能要求事項一覧」及び仕様書別紙3「非機能要求事項一覧」（「実現可否」欄に回答を記入したもの）」は貴市指定様式として扱い、提案書本編の 100 ページに含まないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問事項	回答
12	04_資料4 提案書作成要領 15_様式9 費用内訳書	1	1(2) 提案書として提出する資料の種類及び部数	「様式9 費用内訳書」の補足説明資料がある場合、提案資料の「(3) 提案内容の補足資料」に含み提出することで問題ないでしょうか。	問題ありません。
13	04_資料4 提案書作成要領 15_様式9 費用内訳書	1	1. 2 提案書として提出する資料の種類及び部数	様式9の資料右上記載「【注意事項】本様式(様式9)は提案書に添付せず、入札書とともに提出すること。」の通り、様式9は提案資料として提出する(1)紙媒体(2)電子媒体のどちらにも添付、格納は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	17_様式11-13	3	様式13	「様式3で提出した業務における参画の有無」欄について、様式3は資本関係・人的関係等に関する調書であり、様式12と読み替える理解でよろしいでしょうか。	様式13「配置予定スタッフの経歴・従事業務調書」の記載誤りです。大変申し訳ありません。 大阪市ホームページ掲載の様式13「配置予定スタッフの経歴・従事業務調書」については記載内容を修正し差し替えておりますので、改めて御確認ください。 なお、差替前の様式により提案された場合も有効なものとして取り扱います。
15	仕様書別紙01_業務概要・業務一覧・業務管理体制.xlsx	-	シート「権限一覧」	「事前確認者」について ・事前確認者は、起案者以外の職員を設定する想定でよいですか。起案者自身が事前確認者となるケースはあり得ますか。 ・事前確認者は承認ルート上に設定される想定ですが、設定は必須/任意どちらでしょうか。 ・「承認権は有さず文書の編集・参照のみ」とあるため、起案者/作成者へ差戻しできない認識でよいでしょうか。	・事前確認者は、起案者以外の職員を設定する想定です。 ・事前確認者の設定は任意です。 ・事前確認者が差戻しを行うことは想定していません。
16	仕様書別紙03_非機能要求事項一覧	1	非機能要求(共通公文書管理サービス)	統合PFを活用する開発方針を提案する場合、統合PFの非機能要件に準ずる考えが基本となる想定ですが、あくまで本システムの非機能要求を満たし維持するための対応方法は別途検討し提案する必要があるでしょうか。 (例えば、データ移行に関して、別紙07にある通り、オンライン移行とする場合はローカルブレイクアウトによるシステム接続を事業者にて準備する等)	質問の内容・意図を理解しかねます。 左記かつこ書きの内容につきましては、仕様書別紙7「共通公文書管理サービス移行方針書」20頁に記載のとおり「データの受け渡しは、オフライン移行を優先的に採用すること」を求めています。
17	仕様書別紙03_非機能要求事項一覧	-	非機能要求(共通公文書管理サービス)No19 【参考2】共通公文書管理サービスのデータ量	必要なストレージ容量は457TBと試算されており、ディスク使用率80%を超えるまでに拡張を行うよう示されています。そのため、ストレージの初期容量は約600TBを想定していますが、更なる追加拡張が必要になった場合も追加費用の請求はできず、拡張性を見込んだ費用積算が必要でしょうか。	経費積算に係る留意事項については資料2「業務委託仕様書」31頁に記載のとおりです。
18	仕様書別紙05_現行文書管理システムマスタ情報構成	1	マスター一覧	本システムの実現方法(統合PF利用、PKG利用)に関わらず、DXの観点からバックオフィス全般で共用すべきマスタ情報は統合PFで管理すべきと考えています。 その前提に立ち、各サービス開発にあたり、統合PFからマスタ情報を取得する前提で機能開発が必要でしょうか。	統合PFの共通マスタは、データの発生源(正本)を統合PFに限っていません。統合PFが共通マスタを保持する理由としては、他システム及び他サービス(パッケージ製品を含みます。以下同様です。)への共有のためです。 他システム及び他サービス側が正本のマスタを保持し、他システム及び他サービスから正本データの提供を受け統合PFが共通マスタとして副本データを管理する場合があります。また、これとは反対に、統合PFが共通マスタ(正本)として管理し、他システム及び他サービスへ共有する場合など様々です。 本市のバックオフィスDXが掲げる全体最適化の観点から、統合PFとして管理すべきマスタであれば、共通マスタとして管理することを御提案ください。
19	仕様書別紙07_共通公文書管理サービス移行方針書.pptx	15	3-2. 移行対象・移行元の特定(システム)	「現行文書管理システムをいつ利用終了とするのか検討が必要。」とありますが、現時点で現行文書管理システムを停止し操作不可になる再遅の時期についてご教示ください。	仕様書別紙7「移行方針書」26頁に記載のとおり、文書作成、決裁等の基本的な機能については令和9年12月をもって現行文書管理システムの利用を終了し、それ以降はデータ移行の進捗に応じた参照用のシステムとして継続利用する想定です。現時点では、遅くとも、令和10年12月には稼働終了するものと想定しています。
20	仕様書別紙07_共通公文書管理サービス移行方針書.pptx	16, 18, 19頁	実機操作研修	16頁では実機操作研修は、「一部の所属のユーザを対象」と記載がありますが、18,19頁の実機操作研修に関する内容では、全ユーザが対象と読み取れます。 実機操作研修の対象は、全ユーザという認識で良いでしょうか。	仕様書別紙7「移行方針書」19頁に記載のとおり、実機操作研修については「導入サポート委員」をパイロット、すなわち一部の所属のユーザとして段階的に実施範囲を拡大し、最終的には全ユーザでの実施を行う想定です。
21	仕様書別紙07_共通公文書管理サービス移行方針書	23	4-2. ステークホルダーの特定・役割分担(データ・サービス)	移行の要件定義からリリースの一連に関して、開発ベンダーが主体的に推進することを求められていると理解していますが、リハーサル結果や本番移行結果の検証など、○がついていないタスクについても現行ベンダーの支援が必要と想定しています。 移行計画において、役割分担を調整し、求めに応じて柔軟に対応いただけるものと考えてよいでしょうか。 (開発ベンダーの移行スケジュールに準ずる、現行システム側の情報提供を即時対応する、本番切り替え時の原因調査の支援など)	発注者、受注者及び現行ベンダーの役割分担及び具体的な各者の役務の範囲については移行計画において協議の上、詳細を調整する想定です。
22	仕様書別紙07_共通公文書管理サービス移行方針書	24	4-2. ステークホルダーの特定・役割分担(移行データ設計の役割分担詳細)	データクレンジングについて、「現状データの品質確認は現行ベンダー、新サービスの要件に基づいたクレンジングは新ベンダー側、最終確認は大阪市で行う。」とありますが、移行元データのクレンジングは現行ベンダー作業と理解してよいでしょうか。 例えば、以下のような契機で、データ間や項目間の不整合、設定漏れが発生しているリスクがあり、それらのデータがあるべき姿に修正する作業を想定しています。 ・システム機能として必須チェックや関連チェックが具備されていない ・SE保守作業によるデータパッチ不備 ・旧システムからのデータ移行時のクレンジング不足 ・制度改正による経年の仕様変更	左記例のようなデータ間又は項目間の不整合、設定漏れその他の不備がないよう、発注者、受注者及び現行ベンダーにおいて綿密に業務要件の検討を行う予定です。 発注者、受注者及び現行ベンダーの役割分担及び具体的な各者の役務の範囲については移行計画において協議の上詳細を調整する想定です。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問事項	回答
23	仕様書別紙07_共通公文書管理サービス移行方針書	24	4-2. ステークホルダーの特定・役割分担(移行データ設計の役割分担詳細)	「現行システムのデータ、(可能な限り)ER図等の設計書を共有」「現行システムからのデータ抽出形式(フォーマット)の提示」について、現行ベンダーの作業となっていますが、新ベンダーへの単なる資料提供だけでは完全な仕様理解は難しく、移行設計が不十分となるリスクがあります。 資料の解説が難しい部分は、質問票によるタイムリーな質疑応答対応に加え、必要な場合は打合せ形式での口頭説明を、現行ベンダーへ依頼できると考えてよいでしょうか。 また、提示される資料は、正確かつ最新の状態で提供される認識でよいでしょうか。	現行システムの仕様に係る詳細情報については、質問票又は打合せ形式での調整を発注者、受注者及び現行ベンダにおいて定例的又は随時に実施できるようにいたします。 また、現行システムに係る設計書等のドキュメントは適切に版管理されております。
24	仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項	8	2-2. 共通利用するライセンス	「Workflow Data Fabric Starter」は「統合PFは次のライセンスを具備するが、これらについてはサービス構築事業者と共通利用するものではない」の分類となっており、【サービス構築事業者が調達する必要があるライセンスの例】では、必要な数量分の「Workflow Data Fabric Starter Additional Transaction Packs」(spoke拡張オプション)をサービス構築事業者が調達を行うよう記載されています。 共通公文書管理サービスの本稼働後も、P9の③ライセンスへ統合されず、サービス構築事業者によるオプション調達が必要でしょうか。 (その場合、各サービス構築事業者が個別に安全値を見て別調達する形となり、ライセンスの全体最適化に繋がらないと考えており、③のライセンス調達に含めるべきと考えています。)	統合PFを活用する場合におけるspoke拡張オプションについては、受注者によるオプション調達が必要です。また、安全値を見てあらかじめ調達しておくのか、不足の兆候が見られた場合に追加調達するのかは提案事業者において御判断いただきますようお願いします。 なお、spoke消費量の管理上、どのサービスからspokeを利用したかを識別できるプラグの設定が必要となるため、ガバナンスルールの中の開発標準ルール(仮称)において別途お示しします。
25	仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項	8	2-2. 共通利用するライセンス	「Platform Encryption」や「Impact_GUIDED」オプションは契約ライセンスの全体費用に応じて費用積算されるライセンスとして認識していますが、「Platform Encryption」は共通利用するライセンスとして、「Impact_GUIDED」は共通利用しないライセンスとして示されています。 共通公文書管理サービス構築事業者側で契約するライセンスに対しては、共通公文書管理サービス構築事業者において「Platform Encryption」や「Impact_GUIDED」オプションの追加調達が必要でしょうか。 もしくは、「Platform Encryption」のライセンスは、統合PF側で一括調達され、共通公文書管理サービス構築事業者での調達は不要でしょうか？ (統合PFで用意される共通環境へのリリースを考慮すると、サービス構築事業者が専用利用する開発環境や検証環境も、統合PFと同一の契約アカウント上に非本番環境を追加する想定であり、「Platform Encryption」や「Impact_GUIDED」オプションは、非本番環境ごとにオプション有無を個別判断できない認識です。)	仕様書別紙9「統合PF利用時の前提及び要求事項」の記載誤りです。大変申し訳ありません。本回答をもって訂正いたします。 統合PFを活用した開発を行う場合、受注者において「Platform Encryption」及び「Impact_GUIDED」オプションの追加調達(本市のServiceNow契約アカウントへの追加(アップセル))となります。
26	仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項.pptx	12	3.統合PF利用に当たっての制約事項	以下の説明が行われるタイミングは、共通公文書管理サービスの基本設計前や開発前に行われる認識でよいでしょうか。 サービス構築事業者は、統合PFにおけるガバナンスルールを含むサービス構築に係る共通的なルール、構築の進め方、共通機能その他の必要事項について統合PF構築事業者より説明を受ける。	仕様書別紙9「統合PF利用時の前提及び要求事項」10頁にお示しするスケジュールのとおり提示・説明を行います。必要に応じて部分的に前倒しで提示・説明するなどの対応を検討します。なお、ガバナンス関係ドキュメントについては、令和7年度中に受注者に提示の上、フィードバックを得ながらガバナンスルールの継続的な改善を実施する想定です。
27	仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項	24	4-5-2. 大阪市統合プラントフォーム開発標準ルール(仮称):【参考】統合PF/個別サービスの環境の考え方	統合PFを活用する開発方針を適用する場合、最小面の環境構成であっても、個別サービスの開発・検証環境、統合PFの総合環境、受入・ユーザテスト環境、教育環境、本番環境、疑似本番環境の7面となると理解しています。共通公文書管理サービスの利用に当たり、全環境が汎用OLSと連携するため、汎用OLSも7環境を準備する必要があるでしょうか。	具体的な汎用OLSの製品等を発注者は指定していないため、現時点では判断できません。 また、統合PFを活用する場合の、共通公文書管理サービスの開発・検証環境の個数は提案事業者において御検討ください。
28	仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項	28	4-5-3. 大阪市統合プラントフォーム運用保守ルール(仮称):【参考】障害時運用(2/2)	「統合PF構築事業者とサービス構築事業者のすみ分け」欄下の図や表について、サービス構築事業者の役務範囲を示しており、統合PF構築事業者の視点では記載されていないと理解してよいでしょうか(共通で検知する③④について、統合PF構築事業者が関与しないようにも読み取れるため)。 また、図や表の凡例では「検知・管理」となっていますが、すみ分け欄の文章が正であり、③④は統合PF構築事業者とサービス構築事業者双方で検知し、管理は統合PF事業者、対応はサービス事業者という役割分担の解釈で正しいでしょうか。	お見込みのとおり、③④は統合PF構築事業者とサービス構築事業者(受注者)双方で検知します。基本的に対応はサービス構築事業者(受注者)となりますが、詳細な役割分担のすみ分けはガバナンスルールの中の運用保守ルール(仮称)において令和7年度に定めます。
29	仕様書別紙09_統合PF利用時の前提及び要求事項	35	5-2. 運用に関する事項:統合PF/サービス構築事業者の役割分担の考え方	例外ケースとして、統合PF構築事業者がサービス構築事業者の情報を取りまとめることが記載されていますが、本記載のサービス構築事業者の情報とは、統合PFの利用にあたりサービス構築事業者にて独自に管理・運用している情報のみを示しているという解釈で正しいでしょうか。	統合PF構築事業者が把握できない情報及び情報取得が困難な情報(取得に時間を要し非効率となる等も含みます。)は、受注者より提供いただく必要があります。 詳細はガバナンスルールの中の運用保守ルール(仮称)において令和7年度に定めます。
30	仕様書別紙10_統合PFの機能・非機能要件一覧	-	機能要件 17 マスタ管理	統合PF利用時のマスタ管理(共通データ)機能の実現範囲について、「貸与資料03_統合PF共通マスタの検討状況」の実現イメージや想定は、統合PFとして実現される前提として考えてよいでしょうか。 具体的には、人事異動の自動反映や兼務機能については、統合PFに機能として具備されるため、共通公文書管理サービス側ではそれら機能の開発は不要であり、機能を共通利用できると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 統合PFを活用した開発の場合、統合PF上の共通マスタから兼務情報等をデータ参照できますが、統合PFを活用せずパッケージ製品等で開発を行う場合は、統合PFで管理する兼務情報をデータ提供しますので、パッケージ製品等で取り込む必要があると想定しています。 ただし、統合PFを活用する・しないに関わらず、職員が複数の保管単位(組織)に所属(兼務)している場合における共通公文書管理サービスの各種機能のCRUD権限、データや項目の表示・非表示の制御等については、受注者において構築してください。 なお、仕様書別紙8「要求事項補足資料」21頁に記載しているとおり、職員情報の履歴データは共通公文書管理サービス内で管理する前提としているため、考慮してください。
31	仕様書別紙10_統合PFの機能・非機能要件一覧	-	機能要件 8～11 ユーザサポート機能	運用保守フェーズの役務にある問合せ対応(ヘルプデスク)に関して、統合PFに具備される問い合わせ機能の活用を想定しています。 ユーザサポート機能は今後サービスが増えることを踏まえ、統合PF構築事業者にてサービスの選択肢や汎用的な入力フォーム、統計ダッシュボード、アサイン先の自動設定機能が予め具備されると考えてよいでしょうか。	仕様書別紙2「機能要求事項一覧」に記載のとおり、問合せ機能については、受注者の開発役務となります。統合PFを活用する場合も同様です。
32	02_資料2_業務委託仕様書(本編)	8	図表10内の項目「現行システムからのデータ移行に関する設計／移行作業」	移行対象となるデータは、システムで管理しているデータのうち、文書ファイル(起案文書の添付ファイル)、管理番号や分類といった文書に紐づく書誌情報、簿冊データと認識しております。システム操作ログや、決裁途中の承認日といったシステム内部で管理する情報は移行対象外と考えてよろしいでしょうか。	仕様書別紙7「移行方針書」12頁に記載のとおり、回議ルートのデータ等については移行の対象としています。ただし、この場合、構造化データとしてでなく、非構造化データとして参照できる状態での移行も可とする想定です。 システム操作ログについては、移行の対象としませんが、旧システムのログの一部をシステム保存しておくことが可能である等の方策があれば、追加提案としていただくことも可とします。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問事項	回答
33	02_資料2_業務委託仕様書(本編)	8	図表10内の項目「現行システムからのデータ移行に関する設計／移行作業」	文書ファイル(起案文書の添付ファイル)を移行する際、移行後の利便性やシステムでの管理効率の観点から、ファイル名の変更は許可可能でしょうか。たとえばファイル名の先頭に特定の文字を追加や文字置換する等、ファイル名の変更を行うことはデータ改ざんに該当するため、許可されませんか。	書誌情報である、文書又は簿冊の標題、副題その他の情報に影響しない範囲において、あくまでシステム内の管理の都合上、ファイル名称を変更することは認めます。ただし、元のファイル名称との同一性を著しく損なう形での名称変更は認められませんので、御留意ください。
34	02_資料2_業務委託仕様書(本編)	8	図表10内の項目「現行システムからのデータ移行に関する設計／移行作業」	現行文書管理システム・財務会計システムのデータは、現行ベンダーがデータ抽出し、外部媒体に複写した状態で提供していただけると認識しています。そのデータは現行システムで論理削除していたデータが除外された状態で提供していただけるという認識でよろしいでしょうか。	「現行システムで論理削除していたデータ」について、現行システムで廃棄設定済みの設定がされている簿冊又は文書の書誌情報及び添付ファイル等のデータを指すという認識であれば、お見込みのとおり、廃棄設定済みのデータは移行対象とはしない想定です。
35	02_資料2_業務委託仕様書(本編)	8	図表10内の項目「現行システムからのデータ移行に関する設計／移行作業」	移行データとして財務会計システムとありますが、これは現行の財務会計システムと文書管理システムとは一切連携しておらず、今回公文書管理システムに移行するにあたり、データを統合するということによろしいでしょうか。それとも現行で全部もしくは一部連携しており、文書管理システム内のデータに財務会計に係るデータが含まれているのでしょうか。 前者の場合、財務会計システムと文書管理システムとはファイルレイアウトや添付ファイルのフォルダ構成等、仕様が全く異なるものという認識でよろしいですか。 後者の場合、どのような情報が連携しているか具体的な例を提示していただくことはできますでしょうか。	現行文書管理システムと財務会計システムについては、次の事項についてデータ連携しています。 ・財務会計システムで作成された簿冊を書庫に引き継いだ場合:財務会計システム側の簿冊情報を文書管理システムに連携 ・簿冊マスタ:文書管理システムから提供するマスタを財務会計システムで取り込み、同一のマスタを使用 ・組織マスタ:文書管理システムと財務会計システムで同一の組織コードをマスタとして使用 添付ファイル・フォルダ構成及び書誌情報の構成については異なる体系により管理されていることから、移行に当たってはデータ構成の変更等が必要な認識です。
36	02_資料2_業務委託仕様書(本編)	8	図表10内の項目「現行システムからのデータ移行に関する設計／移行作業」	財務会計システムの移行対象データは次のように想定していますが、誤っている場合は、イメージしやすいような具体的なデータ項目をお示しいただくことはできますか。 想定) 文書データ:支出命令票、請求書など添付書類 文書に紐づく書誌情報:文書番号、支出命令番号、決裁者、日付、分類コード、添付ファイルのファイルパス等	現行財務会計システムから共通公文書管理サービスへの移行データの考え方については仕様書別紙7「移行方針書」13頁及び14頁を御確認ください。
37	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「回議 - 回議ルート設定」において、「起案者はユーザの中から任意(文書保管単位(課)内ユーザ及び合議先ユーザ)の職員を選択し、回議ルートに追加できる。」とあるが、回議ルートに追加する職員数の最大値想定があればご教授ください。	仕様書別紙1-3「共通公文書管理サービス 権限一覧」に記載の「事前確認者」が今後新たに導入されることもあり、確答はできかねますが、最大で30～40名程度は設定する場合があるものと想定しています。
38	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「回議 - 回議ルート変更」において、「回議中に起案者、承認者(自分に案件が到達している場合)が回議ルートを変更できる。」とあるが、回議中に変更した回議ルートの履歴管理は必要でしょうか。 また、回議ルートから外れた職員は、以降その回議の情報については参照不可とする必要がありますでしょうか。	回議ルートの履歴管理までは行わない想定です。ただし、承認済み又は閲覧済みのユーザ情報にあつては、当該承認済み又は閲覧済みステータスが取り消されなければ、回議ルートは変更等できない想定です。 回議ルートから外れたユーザについては、当該決裁又は供覧文書の情報について参照等不可とする想定です。ただし、別途当該文書について全庁又は保管単位内参照可等の参照範囲が設定された場合を除きます。
39	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「回議 - 回議ルート設定」において、「回議ルートは、通常経路、条件分岐、引上承認、合議、差戻し、引戻し、代理決裁、事前確認のフローに対応できる。」とあるが、引上承認は決裁者が任意のタイミングで実施可能とする想定でしょうか。また、引上承認実施時に、承認者が不在であると判定する基準はどのようなものを想定しておりますか。	引上承認は、任意のタイミングで実施できるものとし、承認者が不在であるか等の判定は特段行わない想定です。
40	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「回議 - 文書修正・削除」において、「起案文書自体の削除・修正が必要な場合は、起案者に代わり所定の権限をもったユーザが起案文書の削除・修正を実行できる。ただし、決裁済みのものを除く。」とあるが、回議ルート外のユーザに対して、起案文書の操作権限を付与する運用を想定しておりますか。	仕様書別紙1-3「共通公文書管理サービス 権限一覧」に記載の「文書主任」及び「文書整理事務」を想定しています。
41	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「回議－回議ルート設定」において、「引上承認において、後関待ち状態となっている承認者を、所定の権限をもったユーザが回議ルートから削除できる。」とあるが、所定の権限を持ったユーザーというのは引上げ承認を行う上位承認者および決裁者のみであるという認識で合っておりますでしょうか。	仕様書別紙1-3「共通公文書管理サービス 権限一覧」に記載の「文書主任」及び「文書整理事務」を想定しています。
42	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「供覧ルートテンプレ登録－テンプレート追加」において、「単一の供覧に対して、複数の供覧ルートテンプレートを追加できる。」とあるが、具体的に単一の供覧に関して複数の供覧テンプレートを追加する場面はどのようなものでしょうか。	例えば、単一の供覧でA課とB課に供覧したい事案があった場合に、ルートテンプレートX(A課職員が設定されたルートテンプレート)とルートテンプレートY(B課職員が設定されたルートテンプレート)を併用できる等、複数のルートテンプレートを併用(追加)可能であるという趣旨です。
43	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「承認・決裁－取消」において、「決裁権者が決裁完了後から施行確定または保管完了までの文書を対象とした決裁取消を行うことができる。」とあるが、決裁取消を行った後は、起案文書のステータスが取消となり、差戻し等の操作が行えない想定で問題ないでしょうか。	決裁取消後の起案文書のステータスは「決裁権者承認待ち」となり、決裁権者は差戻し等が行える想定です。
44	機能要求事項一覧	-	共通公文書管理サービス 機能要求一覧	「回議ルートテンプレート登録－テンプレート作成」において、「よく使われる回議ルートを予め登録し、流用できる。」とあるが、どの程度のテンプレート数を想定されていますでしょうか。	各所属の実態を把握できていないので確答はできませんが、100件程度は必要と考えます。
45	共通公文書管理サービス_課題一覧	-	共通公文書管理サービスで具備する承認フロー	「回議－回議ルート設定」における「回議ルートは、通常経路、条件分岐、引上承認、合議、差戻し、引戻し、代理決裁、事前確認のフローに対応できる。」という機能概要に関し、「多数決承認」において、過去資料に「指定人数以上の承認」と記載があるが、過半数の人数による承認である、という認識でよいでしょうか。 もしくは承認にあたって承認人数指定のニーズはありますでしょうか。	多数決承認については要求事項としておりません。
46	共通	-	-	【ライセンス契約に関して】 本サービスを実現するために必要とする汎用OLS等の購入対象サービスについて再販(リセール)することを前提としておりますが、認識齟齬ありますでしょうか。 ※補足事項について別シート参照をお願いします。	提案される汎用OLSの製品等が再販形態である場合、再販されることは差し支えありません。

項番	資料名称	該当頁	該当項目	質問事項	回答
47	業務委託契約書(システム運用・保守用)	13	著作物の譲渡等	本条項の解釈ですが、クラウドサービスやパッケージ製品などで導入した際、クラウドサービスやパッケージ製品の著作権を受注者が留保し、クラウドサービスにて受注者が追加開発したプログラムや、パッケージに対するカスタマイズプログラム等の著作権が貴市に譲渡する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、クラウドサービスやパッケージ製品そのものに係る著作権について譲渡を求めるものではありません。成果物に係る具体的な権利関係については協議の上定めます。
48	別紙2機能要求事項一覧	1	収受・作成・起案	「アプリケーション側の操作(起案・供覧・その他文書登録)で添付されたフォルダ・ファイルが汎用OLSの組織共用領域に残存しないように適切な処理ができる。」とありますが、利用者が登録と同時に残存しないようにすることが必須でしょうか。	仕様書別紙8「要求事項補足資料」4～7頁に記載の「組織共用領域」から「未完了文書領域」へのフォルダ・ファイルの移動時の処理について言及されているものと考えますが、基本的には起案・供覧・その他文書登録と同時に組織共用領域に残存しないようにすべきと考えます。同時処理によらず、適切な公文書管理の観点から妥当と認められる代替案があれば御提案ください。
49	調達仕様書	11	図表13 スケジュール	スケジュールにおいては、「開発」をR9年度3Qまでに完了するように示されておりますが、具体的な基本設計や詳細設計については、貴市承認を前提に提案業者にてスケジュールを提案する考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	調達仕様書	24	7.1.5. コミュニケーション管理	工程完了判定会議の対象は、13ページ図表15で示されている「工程等」の全てが対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	調達仕様書	25	7.2 設計／開発の委託要件 図表24 開発方針	統合プラットフォームを活用したシステムの構築を行う際、統合プラットフォームの開発ルールをご提示いただく必要があると考えます。具体的にいつ頃ご提示いただけますでしょうか。	項番26の回答を参照してください。
52	調達仕様書	25	7.2 設計／開発の委託要件 図表24 開発方針	なお、統合 PF サービス共通開発基盤を活用する場合は、別途BODX-PMO が契約する「大阪市統合プラットフォーム導入・構築業務委託」において BODX-PMO 及び統合 PF 構築事業者が実施する令和7年度の開発標準ルール・運用保守ルールなどのガバナンスルール検討作業への協力(適宜提示されるガバナンス検討資料に対する意見出し等)するとともに、当該ガバナンスルールへ遵守すること。(別紙9「統合 PF 利用時の前提及び要求事項」を参照のこと。) との記載がございますが、万が一開発に支障をきたす場合においては、開発標準ルールに一部則さずに開発することは問題ないでしょうか。	項番26の回答を参照してください。
53	調達仕様書	29	7.3.3. テスト要件に係る留意事項	受入テスト期間は、貴市問合せに対してSEが対応できるサポート窓口を設置する必要があると理解しましたが、貴市に常駐など必要でしょうか。	問合せ対応を行う場所は指定しません。
54	調達仕様書	29	7.5. 研修・教育の委託要件	「各所属の代表者への集合研修・実機研修に加え、全庁職員向けの Web 研修も想定していること。」とありますが、全庁職員向けの Web 研修においても、操作の質問のみならず技術的な問い合わせも想定した体制が必要でしょうか。	Web研修等において専門的・技術的な問合せが発生した場合は、必要に応じて専門知識を有するSE等に取りまとめてエスカレーションし、事後回答とする等の対応でも良いと考えます。

※「質問事項」は、原文のまま記載しています。

※項番46 質問補足事項

項番	質 問 内 容
46	【ライセンス契約に関して】 本サービスを実現するために必要とする汎用OLS等の購入対象サービスについて再販(リセール)することを前提としておりますが、認識齟齬ありませんでしょうか。 【上記質問の補足事項】 リセールでは第三者製品提供事業者から貴市に直接製品及び保守が提供されます。 ライセンス使用許諾も第三者製品の提供事業者から直接貴市に適用されることとなり、当該提供事業者が契約条件等に基づき貴市に対してこれらの責任を負うことを前提としております。前提詳細はRFI回答資料の「【RFI】大阪市バックオフィスDXにおける共通公文書管理サービス開発に係るRFI実施要領_20241120」の「5. 再販(リセールについて)」を参照いただくと幸いです。 リセールによる製品調達のメリットとしては第三者製品提供事業者から貴市に直接製品及び保守が提供されるため、価格的にはサービス提供よりも低廉となるほか、製品の所有権や使用権及びクラウド等の使用権は貴市が保有するため、受託者に依存することなく利用し続けることができ、ブラックボックスやベンダロックインが発生しづらい構造となることが上げられます。